

昭和町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

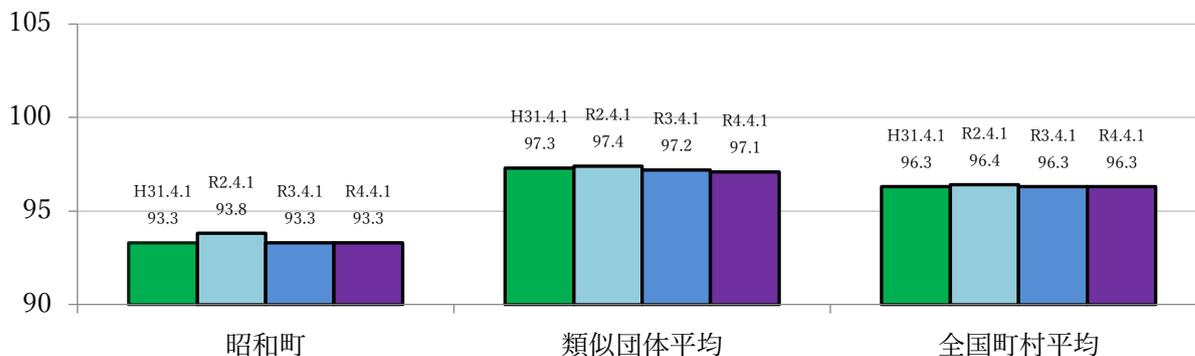
区 分	住民基本台帳人口 (令5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 21,101	千円 10,044,624	千円 453,889	千円 1,165,644	% 11.60	% 11.46

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 87	千円 330,103	千円 81,501	千円 132,559	千円 544,163	千円 6,254	千円 5,685

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

4 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4年度	円	円	円 (%)	%	%	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
4年度	月	月	月	月	月	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日から実施
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 昭和町 5% を支給。 (実施時期) 平成 22 年 5 月 1 日より実施。 (参考)									
	平成 28 年度の支給割合		平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和 2 年度の支給割合	令和 3 年度の支給割合	令和 4 年度の支給割合	令和 5 年度の支給割合
	4 月 1 日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
昭和町の支給割合	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

③その他の見直し内容

--

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
昭和町	41.8歳	301,800円	365,861円	333,734円
山梨県	43.0歳	327,390円	406,971円	363,188円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.3歳	304,046円	376,949円	337,759円

②看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
昭和町	41.8歳	298,300円	325,000円	313,200円
山梨県	42.1歳	351,814円	393,428円	376,131円
国	47.8歳	321,176円	—	360,574円
類似団体	40.8歳	295,444円	349,749円	314,891円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	学 歴	昭 和 町	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	193,173円	185,200円
	高校卒	154,600円	160,091円	154,600円
看護・保健職	大学卒	213,200円	223,161円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

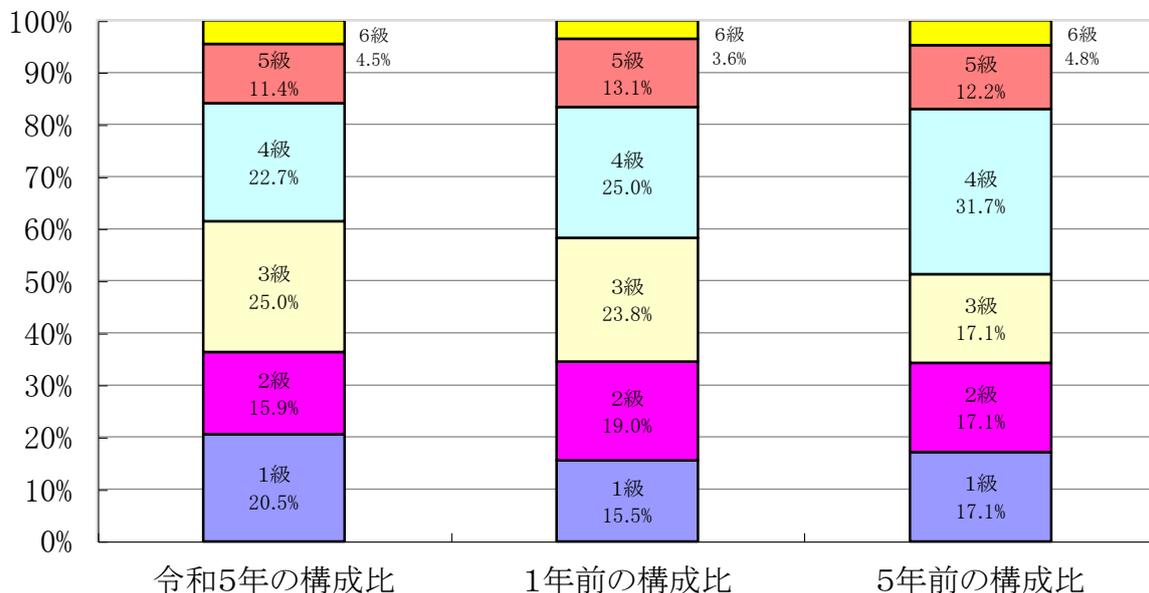
区 分	学 歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,000円	324,800円	365,900円	387,050円
	短大卒	円	円	円	374,050円
	高校卒	円	299,000円	円	385,500円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
看護・保健職	大学卒	267,600円	311,500円	349,000円	369,800円
	高校卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

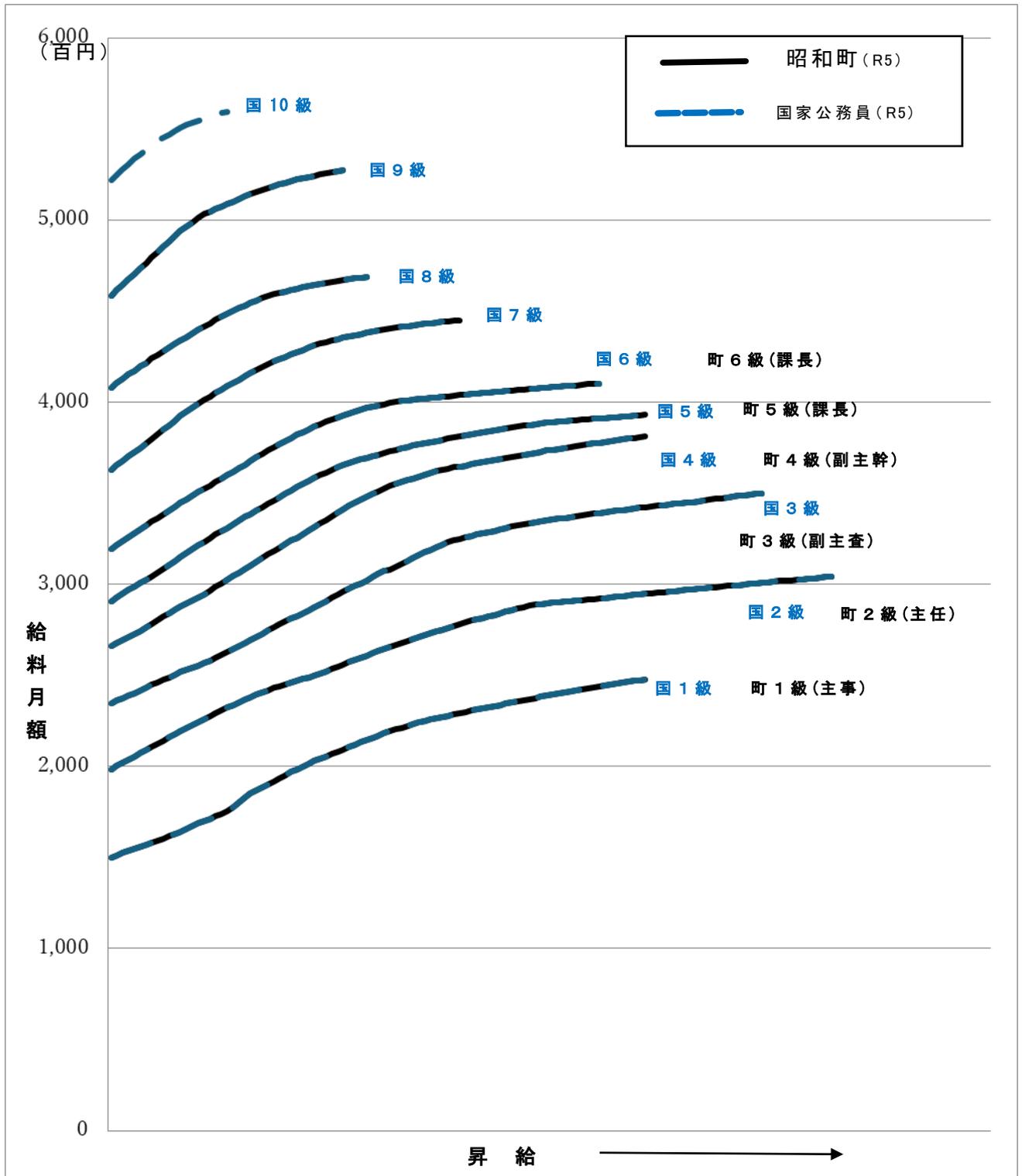
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	18人	20.5%	150,100円	247,600円
2級	主任	14人	15.9%	198,500円	304,200円
3級	主査・副主査	22人	25.0%	234,400円	350,000円
4級	副主幹	20人	22.7%	266,000円	381,000円
5級	主幹・課長	11人	11.4%	290,700円	393,000円
6級	課長・参事課長	4人	4.5%	319,200円	410,200円

- (注) 1 昭和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（昭和町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

昭 和 町	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,501 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,610 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 役職加算：5～15%	（加算措置の状況） 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%	（加算措置の状況） 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（昭和町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

昭 和 町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年早期退職特例措置 （割増率2%～45%） 1人当たり平均支給額 0千円 15,801千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年早期退職特例措置 （割増率2%～45%）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		17,341千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		160,564円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
昭和町一般職員	5.0 %	108 人	0.0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R4年度）	19,756千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	470千円
支給実績（R3年度）	10,260千円
職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）	230千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 月額6,500円 2. 子 月額10,000円 3. 父母等 月額6,500円 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同		8,971千円	213,600円
住居手当	借家・借間に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員を対象	同		8,197千円	303,600円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用する職員に対して1ヶ月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額）	同		2,544千円	48,000円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき50,400円～63,800円を支給（月額）	同		10,608千円	624,000円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日において、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び庁舎内の監視に従事した職員（日直）・庁舎に宿泊して日直と同様の業務に従事した職員（宿直）に対して、勤務1回につき4,400円を支給	同		4,460千円	75,600円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	740,000 円	() 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長	590,000 円		920,000 円 / 580,800 円	760,000 円 / 522,000 円
報 酬	議 長	280,000 円	() 円	499,000 円 / 252,000 円	
	副 議 長	214,000 円	() 円	430,000 円 / 202,000 円	
	議 員	189,000 円	() 円	400,000 円 / 174,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(4年度支給割合) 4.30 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 3.45 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料×42/100×在任月数 給料×25/100×在任月数	1,492万円 708万円	任期毎 任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

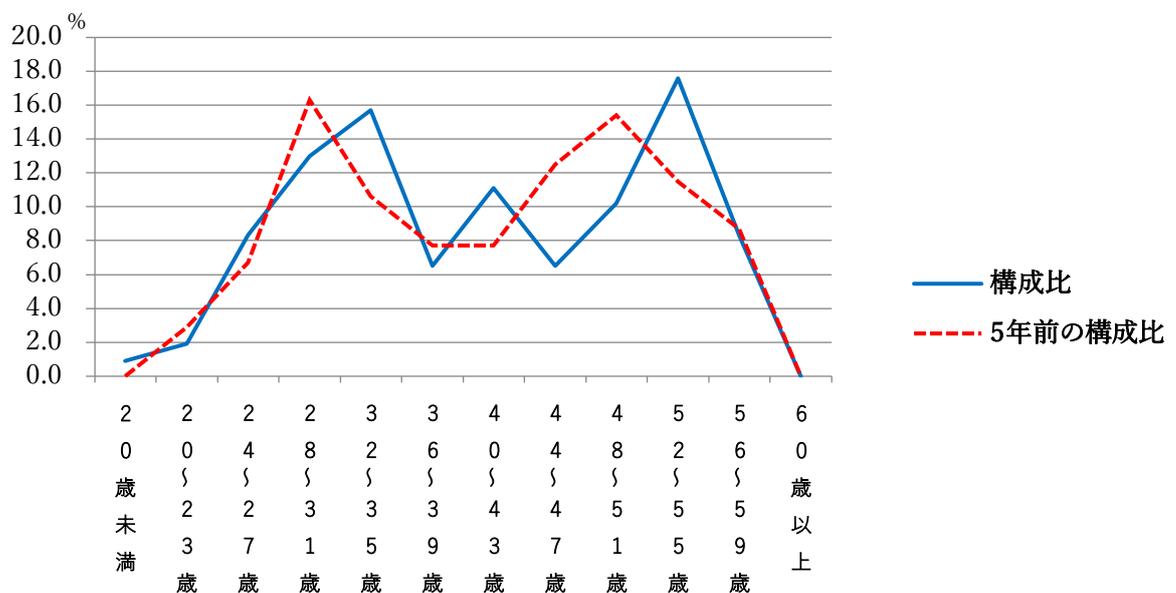
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	新規事業のため
		総務	21	22	1	
		税務	13	13	0	
		農林水産	1	1	0	
		商工	1	1	0	
		土木	11	11	0	
		民生	11	15	4	
		衛生	14	14	0	
	計	74	79	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.4人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.99人)	
	教育部門	13	13	0		
消防部門						
小計	87	92	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.6人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 66.46人)		
公営企業等部門	下水道	5	5	0	人事異動に伴う減	
	その他	13	11	△2		
小計	18	16	△2			
合計		105	108	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.2人	
		[108]	[109]	[1]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	2人	9人	14人	17人	7人	12人	7人	11人	19人	9人	0人	108人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	75	74	77	74	74	79	4(5.3%)
教育	13	12	12	12	13	13	0(0%)
消防							(%)
普通会計計	88	86	89	86	87	92	4(4.5%)
公営企業等会計計	16	17	17	17	18	16	0(0%)
総合計	104	103	106	104	105	108	4(3.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。